

産業廃棄物処分業許可証

住 所 札幌市東区北丘珠2条4丁目3番40号
氏 名 株式会社よろずや
代表取締役 工藤 昌子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 上 田 文 雄



許可の年月日 平成19年 9月26日
許可の有効年月日 平成24年 9月25日

1 事業の範囲

(1) 溶融・破碎

ア 廃プラスチック類

(2) 選別 (廃OA機器及びそれに類する機器、各種配電盤・工作機器等、看板類、オフィスから排出される事務用什器類に限る。)

ア 廃プラスチック類 イ 金属くず ウ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴生じたものを除く。) 及び陶磁器くず

(3) 選別 (廃畳類に限る。)

ア 廃プラスチック類 イ 紙くず ウ 木くず エ 繊維くず

(4) 破碎

ア 廃プラスチック類 イ 紙くず ウ 木くず エ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴生じたものを除く。) 及び陶磁器くず オ がれき類

(5) 溶融圧縮成型

ア 燃え殻 イ 廃プラスチック類 ウ 紙くず エ 木くず オ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴生じたものを除く。) 及び陶磁器くず カ 鋳さい キ がれき類

(6) 選別 (廃タイヤに限る。)

ア 廃プラスチック類 イ 金属くず

(7) 選別 (家電5品目を除く廃家電に限る。)

ア 廃プラスチック類 イ 金属くず ウ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴生じたものを除く。) 及び陶磁器くず

(8) 選別 (廃乾電池に限る。)

ア 汚泥 イ 金属くず

(以上、特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)

2 事業の用に供する施設

種 類	設 置 場 所	設置年月日	処理能力
溶融・破碎	東区北丘珠2条4丁目3番40号	平成14年9月26日	3.04 t/日
選別 (廃OA機器等)		平成15年7月4日	10 m ³ /日
選別 (廃畳類)		平成15年7月4日	4 m ³ /日
破碎		平成17年4月1日	1.7 t/日
溶融圧縮成型		平成17年4月1日	20 m ³ /日
選別 (廃タイヤ)		平成18年6月9日	1.5 m ³ /日
選別 (廃家電)		平成18年6月9日	2 m ³ /日
選別 (廃乾電池)		平成18年6月9日	0.005 m ³ /日

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成14年 9月26日 新規許可取得年月日
 平成15年 7月 4日 変更許可取得年月日 (上記1(2)廃OA機器等、(3)廃畳類の選別の追加)
 平成17年 4月 1日 変更許可取得年月日 (上記1(4)破碎、(5)溶融圧縮成型(鋳さいを除く)の追加)
 平成17年 8月31日 変更許可取得年月日 (上記1(5)溶融圧縮成型の鋳さいの追加)
 平成18年 6月 9日 変更許可取得年月日 (上記(6)廃タイヤ、(7)廃家電、(8)廃乾電池の選別の追加)
 平成19年 9月26日 更新許可取得年月日

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

※ この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北海道知事に対し、審査請求をすることができます。